

【海洋法条約等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出の法律案8件であり、条約1件が承認、法律案8件が可決された。

なお、本委員会付託の請願はなかった。

〔条約及び法律案の審査〕

海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定のうち、海洋法に関する国際連合条約（以下国連海洋法条約）は、1982年12月10日、ジャマイカのモンテゴ・ベイにおいて作成され、1994年11月16日に効力を生じたものであり、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定（以下実施協定）は、1994年7月28日、ニュー・ヨークにおいて作成されたものである。

国連海洋法条約は、領海、接続水域、国際海峡、群島国、排他的経済水域、大陸棚、公海、島、閉鎖海、内陸国の海への出入権、深海底、海洋環境の保護・保全、海洋の科学的調査、海洋技術の移転・発展、紛争解決、高度回遊性魚種、大陸棚の限界に関する委員会、事業体規程、国際海洋法裁判所規程などの海洋に関する諸問題について包括的に規律するものである。

また、実施協定は、国連海洋法条約第11部の深海底に関する規定を大幅に修正する文書である。

法律案8件は、いずれも国連海洋法条約及び実施協定の締結に伴い必要となる国内法の整備等を図ること等を内容とするものである。

領海法の一部を改正する法律案は、領海の幅を測定するための基線として直線基線を加えるとともに、領域における通関等に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として接続水域を設けること等を内容とするものである。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案は、天然資源の探査、開発等に関する沿岸国の主権的権利等を行使する水域としての排他的経済水域を設定するとともに、我が国の大陸棚の範囲を明確化し、あわせて、排他的経済水域及び大陸棚における我が国の法令の適用について定めることを内容とするものである。

海上保安庁法の一部を改正する法律案は、我が国における接続水域及び排他的経済水域の設定等にかんがみ、海上保安官による船舶の立入検査を行うための停船措置を明確化すること等を内容とするものである。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案は、外国人について、排他的経済水域のうち、特定海域等を漁業等の禁止海域とし、それ以外の海域での漁業等は農林水産大臣の許可を受けなければならないこととする等を内容とするものである。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案は、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存・管理のため、漁獲量の総量に着目した資源管理に関する法制度を導入し、そのための計画の策定、漁獲量管理のための所要の措置を講ずること等を内容とするものである。

水産資源保護法の一部を改正する法律案は、水産動物の種苗の輸入防疫措置を講ずるため、特定の水産動物の種苗の輸入について農林水産大臣の許可を要することとしようとするものである。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、違反を行った外国船舶に対し担保金等を提供することを条件に釈放する制度を創設すること等の措置を講じようとするものである。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、排他的経済水域等における外国船舶による放射性物質の違法な海洋投棄に対する罰則の整備を行うとともに、違反を行った外国船舶に対し担保金等を提供することを条件に釈放する制度を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、9案件を一括して審査し、政府からの提案理由説明の聴取を行った後、関係大臣の出席を求め、領海の無害通航制度と非核三原則との関係、接続水域設定の意義、津軽海峡等特定海域の領海幅、国際海峡における通過通航制度、大陸棚の境界画定基準、深海底資源に対する先行投資鉱区の権利確保、日韓・日中漁業協定の改定と排他的経済水域の境界画定、漁獲可能量制度導入の意義と資源管理のための減船補償対策、漁獲可能量の漁業種別・都道府県別の配分基準、資源調査体制の整備、漁業者の自主的資源管理への支援、水産動物種苗の輸入防疫対策、海洋汚染防止への担保金制度の整備、海洋環境の保護・保全と放射性廃棄物の海洋投棄、竹島領有権、海上保安庁の監視・取締り体制の拡充整備、海賊行為等に対する海上警備体制のあり方などについて質疑を行った。また、参考人からの意見聴取を行った。

採決の結果、国連海洋法条約及び実施協定は、全会一致で承認し、領海法の一部改正法律案、排他的経済水域・大陸棚法律案、海上保安庁法の一部改正法律案、排他的経済水域における主権的権利の行使法律案、海洋生物資源保存・管理法法律案、水産資源保護法の一部改正法律案、海洋汚染・海上災害防止法の一部改正法律案及び原子炉等規制法・放射線障害防止法の一部改正法律案の8

法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決した。

なお、領海法の一部改正法律案ほか2法律案及び排他的経済水域・大陸棚法案法律案ほか3法律案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもって付された。

(2) 委員会経過

○平成8年5月24日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年5月31日（金）（第2回）

○海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）について池田外務大臣から趣旨説明を聴き、領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上3案について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴き、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

以上4案について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴き、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）について中川科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月4日（火）（第3回）

○海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上9案件について池田外務大臣、亀井運輸大臣、大原農林水産大臣、中川科学技術庁長官、政府委員、防衛庁、法務省、自治省、環境庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○また、以上9案件について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成8年6月5日（水）（第4回）

○海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上9案件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

上智大学教授

山本 草二君

社団法人大日本水産会会長
東京水産大学教授

佐野 宏哉君
小野 征一郎君

○平成8年6月6日（木）（第5回）

○海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上9案件について池田外務大臣、亀井運輸大臣、大原農林水産大臣、中川科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、

海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決し、

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元

素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上8案をいずれも可決した。

- | | | |
|----------|------|-------------------------|
| （閣条第3号） | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| （閣法第85号） | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| （閣法第86号） | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| （閣法第87号） | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| （閣法第88号） | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| （閣法第89号） | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| （閣法第90号） | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| （閣法第91号） | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| （閣法第92号） | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |

なお、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）について、

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）、海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めの件（閣条第3号）

【要 旨】

海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」）は、1982年（昭和57年）12月10日、ジャマイカのモンテゴ・ベイにおいて作成され、1994年（平成6年）11月16日に効力を生じた。また、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定（以下「実施協定」）は、1994年（平成6年）7月28日、ニュー・ヨークにおいて作成された。この条約及び実施協定は、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底等の海洋に関する諸問題について包括的に規律するものであり、条約は前文、本文320箇条、末文及び9の附属書から、実施協定は前文、本文10箇条及び附属書から成る。主な内容は次のとおりである。

- 1 沿岸国の主権は、その領土及び内水のほか、これらに接続する領海、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及ぶ。
- 2 いずれの国も、基線から測定して12海里を超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有する。
- 3 すべての国の船舶は、条約に従うことを条件として、領海において無害通航権を有する。
- 4 沿岸国は、領海基線から24海里を超えない範囲内で接続水域を設定し、自国の領域内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令違反の防止又は処罰のため必要な規制を行うことができる。
- 5 公海又は排他的経済水域の一部分と公海又は排他的経済水域の他の部分との間にある国際航行に使用されている海峡において、すべての船舶及び航空機は、通過通航権を有する。
- 6 排他的経済水域は領海に接続する水域であって、領海基線から200海里を超えて拡張してはならない。
- 7 沿岸国は、排他的経済水域において、海底の上部水域並びに海底及びその

下の天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有する。

- 8 沿岸国は、自国の排他的経済水域における生物資源の漁獲可能量を決定し、自国が漁獲可能量のすべてを漁獲する能力を有しない場合には、漁獲可能量の余剰分の他の国による漁獲を認める。
- 9 沿岸国の大陸棚とは、領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって、領海基線から200海里の距離までのもの又は一定の条件を満たす場合には200海里の距離を超えて延びているものをいう。
- 10 沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源（鉱物その他の非生物資源及び定着性の種族から成る。）を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。
- 11 相対国又は隣接国の間における排他的経済水域及び大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際法に基づいて合意により行う。
- 12 公海は、すべての国に開放され、公海の自由には、航行の自由、上空飛行の自由、漁獲の自由等が含まれる。公海は、平和的目的のために利用されるものとする。
- 13 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時にも水面上にあるものをいう。人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。
- 14 深海底とは、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下をいう。深海底及びその資源は、人類の共同の財産であり、いずれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならない。
- 15 深海底における活動は、国際海底機構が人類全体のために組織し、行い及び管理する。深海底における活動は、国際海底機構の機関である事業体及び、国際海底機構と提携することを条件として、締約国、国营企業、締約国によって保証されている自然人又は法人等が行う。
- 16 締約国は、条約の解釈又は適用に関する紛争を平和的手段によって解決する。いずれの国も、紛争解決手段として、新たに設立される国際海洋法裁判所等の手段を選択することができる。
- 17 条約は、批准書又は加入書の寄託後30日目の日に当該批准書等の寄託国について効力を生ずる。条約については、明示的に認められている場合を除くほか、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。
- 18 実施協定の締約国は、条約第11部（深海底）及び関連する規定を実施協定に従って実施する。実施協定及び条約第11部の規定は、単一の文書として一

括して解釈、適用され、抵触する場合には実施協定が優先する。

- 19 実施協定は、7の先行投資国（5の先進国を含む。）を含む40の国が自国が拘束されることについての同意を確定した日の後30日で効力を生じ、効力が生ずるまでの間、一定の条件を満たす国等に暫定的に適用される。なお、我が国は、1994年（平成6年）11月11日に暫定的適用の通告を行った。

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、同条約の定めるところにより、領海の幅を測定するための基線として直線基線を用いることができることとするとともに、領域における通関等に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として接続水域を設ける等、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を領海及び接続水域に関する法律とする。
- 2 領海の幅を測定するための基線として直線基線を加えることとし、直線基線は政令で定めることとする。
- 3 内水又は領海からの追跡に係る公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令を適用することとする。
- 4 領域における通関、財政、出入国管理及び衛生に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として接続水域を設けるとともに、その範囲を定めることとする。
- 5 接続水域における公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令を適用することとする。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより、排他的経済水域を設定するとともに、我が国の大陸棚の範囲を明確化し、あわせて、排他的経済水域及び大陸棚における我が国の法令の適用について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 我が国が海洋法に関する国際連合条約第五部に規定する天然資源の探査、開発等、海洋環境の保護及び保全等に関する沿岸国としての主権的権利等を行行使する水域として、排他的経済水域を設けるとともに、その範囲を定めることとする。
- 2 我が国が海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより天然資源の探

査、開発等に関する沿岸国としての主権的権利等を行行使する大陸棚について、その範囲を明確化することとする。

- 3 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発等、人工島、施設及び構築物の設置等、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査等について、我が国の法令を適用することとする。

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴う接続水域及び排他的経済水域の設定等の海洋法制度の導入にかんがみ、最近の海上における犯罪等の発生状況を踏まえ、海上保安官が犯罪の予防等の措置を機動的かつ適切に講ずることができるよう所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 海上保安官が職務上の必要により、船舶に立入検査を行うためその進行を停止させることができることを明確化する。
- 2 海上保安官は、海上における犯罪が正に行われようとしている場合又は天災事変等の危険な事態が存在する場合であって、人の生命、財産等に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するときには、船舶の進行の開始、停止、航路の変更等の措置のほか、乗組員の下船の制限、積荷の陸揚げ、人の行為の制止等の措置を講ずることができることとする。
- 3 海上保安官は、海上における犯罪の発生が明らかである場合その他海上における公共の秩序が著しく乱されるおそれがある場合であって、他に適当な手段がないと認められるときには、船舶の進行の開始、停止、航路の変更等の措置を講ずることができることとする。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使することにより海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について所要の規定を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 排他的経済水域のうち、領海法において領海の幅が12海里に満たない海域等を外国人の漁業等の禁止海域とし、この禁止海域以外の海域については、外国人は、農林水産大臣の許可を受けなければ漁業、水産動植物の採捕を行

ってはならないこととする。

この許可は、農林水産大臣が定める漁獲量の限度の範囲内で、当該外国人の漁業が国際約束等に従って的確に行われることその他政令で定める基準に該当する場合に限り行うこととする。

また、この漁獲量の限度は、排他的経済水域における資源の動向及び我が国漁業者の漁獲の実情を基礎として、外国人の漁業の状況、外国周辺水域における我が国漁業の状況等を総合的に考慮して行うこととする。さらに、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案において漁獲可能量を定める海洋生物資源については、その数量を基礎とすることとする。

- 2 排他的経済水域において、外国人は、試験研究等の目的のための水産動植物の採捕又は探査を行おうとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならないこととする。
- 3 我が国は、我が国起源のさけ・ます等の溯河性資源については、排他的経済水域の外側においても、海洋法に関する国際連合条約に定める第一義的利益及び責任を有するものとする。
- 4 排他的経済水域の外側に広がる大陸棚の定着性種族について外国人が漁業等を行う場合については、排他的経済水域における漁業等の場合と同様の規制を行うこととする。
- 5 本法律等の違反に関し船舶の拿捕が行われた場合、拿捕した外国船舶及びその乗組員について、適当な担保金等の提供によりこれを早期に釈放するための制度を規定するものとする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図るため、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量の管理のための所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、排他的経済水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行うため、漁獲可能量の対象となる海洋生物資源の動向、漁獲可能量、実施すべき施策等を内容とする基本計画を定めることとする。
- 2 都道府県知事は、基本計画に即して、都道府県知事が管理する漁業について実施すべき施策等を内容とする都道府県計画を定めることとする。
- 3 都道府県知事は、基本計画において漁獲可能量を定めることとされていない海洋生物資源について、漁獲限度量、実施すべき施策等を都道府県計画に

において定めることができることとする。

- 4 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲量を漁獲可能量等の範囲内に管理するため、漁獲可能量等の対象となっている海洋生物資源の採捕の停止その他必要な命令をすることができることとする。
- 5 漁獲可能量等の対象となっている海洋生物資源の採捕を行う者は、当該資源の保存及び管理に関する協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることができることとするとともに、農林水産大臣又は都道府県知事は、認定した協定に参加している者の求めに応じ、協定への参加のあっせんその他必要な措置を講ずることとする。
- 6 海洋生物資源の採捕を行う者のうち一定の者は、海洋生物資源の採捕の数量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととする。

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約の実施等に伴い、水産動物の種苗の輸入防疫措置を講ずるため、特定の水産動物の種苗の輸入について許可を要することとしようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定の水産動物の種苗及びその容器包装を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととする。
- 2 許可の申請があった場合には、農林水産大臣は、輸出国発行の検査証明書により伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないと認めるときは、許可をしなければならないこととする。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約が、その主要事項の1つとして「海洋環境の保護及び保全」を掲げ、海洋汚染事犯を引き起こした外国船舶について担保金等を提供することを条件に速やかに釈放できる制度を設けること等を要請していることから、同条約の締結に伴い、所要の規定整備を行うとともに、併せて、最近における特殊法人等の財務内容等の公開の要請にかんがみ、海上災害防止センターの財務諸表等の公開に関する規定を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に違反した外国船舶につ

- いて担保金等の提供を条件に速やかに釈放する制度を創設する。
- 2 所要の罰則規定の整備及び罰金額の引き上げ等を行う。
 - 3 海上災害防止センターの財務諸表等の公開に関する規定を整備する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、放射性物質の海洋投棄を制限している「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」について、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 海洋投棄の制限の規定の施行に係る立入検査等

放射性物質の海洋投棄の規制の適切な履行を図るため、放射性物質の海洋投棄の制限に係る規定の施行に必要な限度において内閣総理大臣又は科学技術庁長官が船舶に対する報告徴収、立入検査等を行うことができるよう規定を整備する。

2 外国船舶による違反行為に対する罰則

条約により外国船舶に対する我が国の管轄権が排他的経済水域等まで拡大することに伴い、排他的経済水域等における外国船舶による放射性物質の違法な海洋投棄については金銭罰（1,000万円以下の罰金）のみ科すこととする。

3 第一審の裁判権の特例

裁判所法上、罰金以下の刑に当たる罪に係る訴訟は簡易裁判所が第一審の裁判権を有することになっているが、排他的経済水域等における外国船舶による放射性物質の海洋投棄の制限に係る規定違反については、第一審の裁判権が地方裁判所にも属するよう裁判権の特例を設ける。

4 担保金等の提供による釈放等

条約において外国船舶に対する法令の執行の手續が定められたことに伴い、海洋投棄の制限に係る規定等に違反した外国船舶について、主務大臣に担保金等を提供することを条件に速やかに釈放する制度を設ける。

【領海法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に

【対する附帯決議】

国連海洋法条約の締結及びその関連法の施行により、新たに接続水域や排他的経済水域が設定され、密航・密輸等の犯罪の防止、海洋環境の保護・保全、漁業秩序の維持等様々な分野で管轄権を行使することが可能となる。

よって政府は、海上における取締りを的確に実施し、海洋国としての国益の確保に資するため、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 一 接続水域や排他的経済水域の設定等、海洋をめぐる新たな制度が導入されることを踏まえ、海上保安庁の人員・巡視船艇・航空機等の体制について、今後一層の整備充実を図り、関係省庁との連携を密にして、海上における取締りを的確に実施できるようにすること。

右決議する。

【排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案及び水産資源保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

我が国漁業は、国民の食生活に不可欠な魚介類を供給する食料産業として、また、漁村社会の維持・発展を担う地域産業として、重要な役割を果たしている。しかるに、我が国漁業を取り巻く情勢は、資源状況の悪化、外国漁船の無秩序操業、魚価の低迷、担い手の高齢化、後継者不足等極めて厳しいものがあり、漁業経営の体質強化が急務となっている。

このような状況下で、今国会に提出された国連海洋法条約及びその実施のための関連法は、排他的経済水域の設定、大陸棚の範囲の明確化、海洋生物資源の保存・管理の義務付け等海洋秩序の構築のための画期的な内容を含み、今後の我が国漁業に大きな転換をもたらすものである。

よって政府は、これら漁業関係法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、我が国漁業が、21世紀において魅力ある産業として確立されるよう万全を期すべきである。

- 1 排他的経済水域については、国連海洋法条約に基づく沿岸国の権利として、新たな法制度に基づき、我が国周辺水域すべてに設定するとともに、すべての国の国民に同制度を適用すること。また、国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえて、日韓・日中漁業協定の改定交渉を強力に進め、速やかな締結を期するとともに、交渉経過等に対応して必要な措置を講ずること。
- 2 排他的経済水域の設定等海洋における新たな法制度が整備されることに伴い、漁業秩序の維持を図るため、海上における取締りの強化に努めること。

- 3 漁獲可能量制度の実施に当たっては、我が国漁業の安定的発展及び漁村社会の活性化を図る観点から、関係漁業者の意向を十分に反映させつつ、漁業実態を配慮した円滑な運用が行われるよう万全の措置を講ずること。また、漁獲可能量制度の的確な実施、資源管理型漁業の一層の促進等に資するため、資源調査の充実、漁業者による自主的な減船・資源管理への支援等に努めること。
- 4 漁獲可能量の大臣管理量、都道府県別数量等への配分に当たっては、漁業者等関係者の意見を反映する体制を整備するなど公平性・透明性の確保に努めること。また、外国人に対する漁獲量の割当に当たっては、我が国漁業者への影響に十分配慮して行うこと。
- 5 漁獲可能量の遵守に資するよう、採捕の数量等についての公表、助言、指導、勧告、採捕の停止等に係る各種措置が機動的に発動される体制の整備を図るとともに、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整備すること。また、これに関連して重要な役割を果たすこととなる漁協系統の経営基盤及び機能の強化に努めること。
- 6 漁獲可能量制度の公正かつ円滑な運用に資するため、漁業経営への影響等を見極めつつ、許可漁業、漁業権漁業、自由漁業及び遊漁の在り方など現行漁業制度について、適宜、必要な見直しを行うこと。
- 7 水産動物種苗の防疫制度については、種苗の疾病が養殖業の経営に深刻な打撃を与えることにかんがみ、今後とも魚類の疾病に関する内外の情報収集及び調査研究の充実に努め、制度の的確な運用を図ること。
- 8 外国の水域又は公海で操業する遠洋・沖合漁業については、我が国の漁業及び関係地域において重要な位置にあること等を考慮し、国際協調の下、漁場及び操業条件の安定確保並びに国際競争力の強化等に努め、その経営の維持・発展を図ること。
- 9 最近における水産物輸入の状況にかんがみ、漁業者、消費者等の立場に十分配慮しつつ、秩序ある輸入の実現に努めること。
- 10 来るべき21世紀において活力にあふれた魅力ある漁業を確立するため、漁業の食料産業としての位置付けを明確にするとともに、漁業・漁村の将来について制度の在り方も含め早急に検討し、その実現に向けて必要な諸施策を強力に展開すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・条 約（1件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
3	海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件	衆	8. 3. 26	8. 5. 31	8. 6. 6 承認	8. 6. 7 承認	8. 5. 10 外務	8. 5. 24 承認	8. 5. 28 承認
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			

・内閣提出法律案（8件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
85	領海法の一部を改正する法律案	衆	8. 3. 26	8. 5. 31	8. 6. 6 可決 附帯決議	8. 6. 7 可決	8. 5. 10 運輸	8. 5. 24 可決	8. 5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
86	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	5. 10 農林水産	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
87	海上保安庁法の一部を改正する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	5. 10 運輸	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
88	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	5. 10 農林水産	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
89	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案	衆	8. 3. 26	8. 5. 31	8. 6. 6 可決 附帯決議	8. 6. 7 可決	8. 5. 10 農林水産	8. 5. 24 可決	8. 5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
90	水産資源保護法の一部を改正する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	5. 10 農林水産	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
91	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	5. 10 運輸	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
92	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決	6. 7 可決	5. 10 科学技術	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			